第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 計画の位置づけ

子ども・子育て支援事業計画は、「子ども・子育て支援法」第61条の規定に基づき定めるものであり、「子ども・子育て支援法」の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえて作成します。

(1) 利用状況及び利用希望の把握

子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、子育て支援事業の現在の利用状況と今後の利用希望を把握するために、保護者に対する基礎調査を行いました。これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行いました。

(2) 利用希望把握調査の概要

①調査の種類

調査名	調査対象
目黒区子ども総合計画改定に係る基 礎調査(小学校就学前児童保護者)	区内在住の小学校就学前児童保護者3,000 人
目黒区子ども総合計画改定に係る基 礎調査(小学生保護者)	区内在住の小学生保護者3,000人
子どもの生活と意識に関する調査	区内在住の小学5年生全員
10代の生活と意識に関する調査	区内在住の平成31年4月1日現在 14歳・17歳全員

②調査方法

郵送配付一郵送回収

③調査期間

平成30年10月10日から11月1日

4回収状況と回収率

調査名	発送数	回収数	回収率
小学校就学前児童保護者調査	3,000	1,469	49.0%
小学生保護者調査	3,000	1,641	54.7%
子どもの生活と意識に関する調査(小5)	1,874	901	48.1%
10代の生活と意識に関する調査(14歳)	1,704	673	39.5%
10代の生活と意識に関する調査(17歳)	1,767	504	28.5%

2 計画期間中の子どもの数の推移

●O歳から5歳

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
O歳	2,391	2,354	2,300	2,251	2,189
1歳	2,467	2,432	2,395	2,340	2,291
2歳	2,544	2,509	2,474	2,436	2,380
3歳	2,533	2,587	2,552	2,516	2,477
4歳	2,550	2,580	2,632	2,595	2,559
5歳	2,498	2,595	2,627	2,677	2,639
合計	14,983	15,057	14,980	14,815	14,535

●6歳から11歳(小学生)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
6歳	2,266	2,498	2,595	2,627	2,677
7歳	2,236	2,266	2,498	2,595	2,627
8歳	2,028	2,236	2,266	2,498	2,595
9歳	2,066	2,028	2,236	2,266	2,498
10歳	2,013	2,066	2,028	2,236	2,266
11歳	1,899	2,013	2,066	2,028	2,236
合計	12,508	13,107	13,689	14,250	14,899

●12歳から17歳(中高生)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
12歳	1,877	1,899	2,013	2,066	2,028
13歳	1,808	1,877	1,899	2,013	2,066
14歳	1,794	1,808	1,877	1,899	2,013
15歳	1,707	1,794	1,808	1,877	1,899
16歳	1,712	1,708	1,795	1,809	1,877
17歳	1,676	1,712	1,709	1,796	1,810
合計	10,574	10,798	11,101	11,460	11,693

14.983 14.980 14.815 14.535 15.057 16.000 14,000 2.498 2,595 2,627 2,677 2,639 12,000 2,550 2,580 □5歳 2.632 2,595 2,559 10.000 □ 4歳 2,533 2,587 2,552 2,516 2,477 □3歳 8,000 □2歳 2,544 2,509 6,000 2,474 2,436 2,380 □1歳 4,000 2,467 2,432 2,395 2,340 2,291 □0歳 2,000 2,391 2,354 2,300 2,251 2,189 0 令和2年 令和3年 令和5年 令和6年 令和4年

図表 5-2 計画期間中の 0歳から 5歳の人口(推計)

3 教育・保育に関する計画

(1)区域

教育・保育提供区域は、目黒区内を1区域とします。なお、保育施設については、認可保育園や地域型保育事業の申込者数や待機児童数を勘案した「重点地域」を設け、計画的な施設整備を行っていきます。

(2)教育・保育に関する量の見込み及び確保内容

教育・保育の現在の利用状況と今後の利用希望を把握するために、保護者に対する基礎調査を行いました。この結果をもとに量の見込みを算出し、整備計画をたてました。

認定区分について

認定区分	1号	2号	3号
対象となる子ども	満3歳~5歳	満3~5歳で保育が必要	O~2歳で保育が必要
利用できる施設	幼稚園・認定こども園	保育所・認定こども園	保育所・認定こども 園・地域型保育施設

	整			令和2年度 (3年4月1日開設)	令和3年度 (4年4月1日開設)	令和4年度 (5年4月1日開設)	令和5年度 (6年4月1日開設)	令和6年度 (7年4月1日開設)
量の見込みの合計 A			11,156	11,426	11,593	11,655	11,663	
	1号認定(3	-5歳)	1	2,596	2,683	2,737	2,794	2,775
認定	2号認定	幼児期の学校教育の 利用希望が強い者	2	458	469	472	470	463
区	(3-5歳)	その他	3	4,380	4,472	4,525	4,547	4,575
分	3号認定	O歳	4	798	817	827	831	834
	(0−2歳)	1歳から2歳	(5)	2,924	2,985	3,032	3,013	3,016
	確保内容の	合計	В	11,494	11,706	11,771	11,766	11,778
	認可保育所	i		7,412	7,550	7,596	7,600	7,660
	認定こども	₹		180	180	180	180	180
確	地域型保育			293	293	293	293	293
	区立幼稚園			70	70	70	70	70
内	認証保育所			426	426	426	426	426
容		可外保育施設		34	34	34	34	34
		!保育施設の地域枠						
\vdash	幼稚園			3,079	3,153	3,172	3,163	3,115
\vdash		量の見込みの差 B-A		338	280	178	111	115
		分別の確保内容内訳)			_			_
		・量の見込み(①再掲)	0	2,596	2,683	2,737	2,794	2,775
	確保内容の		6	2,817	2,880	2,896	2,889	2,848
保	認定こども			126	126	126	126	126
内容	区立幼稚園			70	70	70	70 2.693	70
_	幼稚園	■の目になって		2,621 221	2,684 197	2,700 159	2,093	2,652 73
確保内容と量の見込みの差 ⑥-① 2号認定(3-5歳)幼児期の学校教育の		221	197			73		
利用	希望が強い者	・量の見込み(②再掲)	0	458	469	472	470	463
	確保内容の	小計	7	458	469	472	470	463
内容	刈稚 園			458	469	472	470	463
		量の見込みの差 <u>⑦</u> -②	_	0	0	0	0	0
2号 再打		き)その他・量の見込み(3)	4,380	4,472	4,525	4,547	4,575
	確保内容の		8	4,435	4,507	4,532	4,557	4,593
	認可保育所			4,265	4,337	4,362	4,387	4,423
	認定こども			54	54	54	54	54
内	認証保育所			116	116	116	116	116
谷	その他 認	可外保育施設	,	0	0	0	0	0
_	確保内容と量	量の見込みの差 8-3	()	55	35	7	10	18
_	・認定(0-2扇)再掲)	ま)O歳・量の見込み 		798	817	827	831	834
	確保内容の		9	808	823	829	835	841
	認可保育所			630	645	651	657	663
	保地域型保育施設			80	80	80	80	80
	内 認証保育所			89	89	89	89	89
	容 その他 認可外保育施設 確保内容と量の見込みの差 ⑨-④			9	9	9	9	9
_				10	6	2	4	7
(⑤	再掲)	₹)1歳から2歳·量の見込 	∆み	2,924	2,985	3,032	3,013	3,016
	確保内容の		10	2,976	3,027	3,042	3,015	3,033
	認可保育所			2,517	2,568	2,583	2,556	2,574
	地域型保育			213	213	213	213	213
	認証保育所			221	221	221	221	221
		可外保育施設		25	25	25	25	25
	確保内容と量	量の見込みの差 ⑪-⑤)	52	42	10	2	17

4 地域子ども・子育て支援事業に関する計画

(1) 区域

地域子ども・子育て支援事業についての区域は、目黒区内を1区域とします。

(2)教育・保育に関する量の見込み及び確保内容

地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況と今後の利用希望を把握するために、保護者に対する基礎調査を行いました。この結果をもとに、国の手引きに準拠して量の見込みを算出し、計画をたてました。

① 利用者支援事業

事業名	利用者支援事業
事業概要	子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の子育て支援を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し支援する。 母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を構築する。
事業の今後の方向性	児童館などの地域の子育て施設に出向き、子育てに関する全般的 な相談や子育てサービスに関する情報提供等を行う出張相談を、 併せて行っていく。

<基本・特定型>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
② 確保内容	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
2-1	0	0	0	0	0

<母子保健型>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②確保内容	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
2-1	0	0	0	0	0

②時間外保育事業

事業名	延長保育事業
事業概要	開園時間を越えて保育が必要な場合は延長保育を実施する。
事業の今後の方向性	認可及び小規模保育所新規開設園で順次実施し、拡大していく。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 0	の見込み	2,370	2,382	2,370	2,344	2,299
確保	施設	96	99	101	102	103
内容	② 人数	2,474	2,499	2,526	2,510	2,525
2)—(1)	104	117	156	166	226

③ 放課後児童健全育成事業

事業名	学童保育クラブ
事業概要	【学童保育クラブ】 共働きやひとり親家庭等の子どもたちの放課後及び学校休業中の 生活の場として保育を行う事業で、小学1年生から3年生(一部 の学童保育クラブは、1年生~6年生)を対象としている。
事業の今後の方向性	少子高齢化社会を迎え、今後共働き家庭等が増加することが見込まれる中、就労支援、子どもの安全・安心な居場所を確保するため、実態に即した運営方法等について創意工夫しながら、事業を継続していく。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1年生	864	970	1,025	1,068	1,112
	2年生	744	760	834	878	897
量の	3年生	402	425	411	432	427
見込み	4 年生	28	34	45	53	66
	5年生	7	0	10	13	15
	6年生	7	9	10	13	15
	① 計	2,052	2,207	2,335	2,457	2,532
確保	施設	35	38	41	44	47
内容	② 人数	2,196	2,286	2,376	2,466	2,556
	2-1	144	79	41	9	24

④新・放課後子ども総合プラン

事業名	ランドセルひろば(拡充)
	学童保育クラブは別掲「③放課後健全育成事業等」に掲載
事業概要	【ランドセルひろば(拡充)】 国が推進する放課後子ども総合プランは、小学校内に学童保育クラブの事業を実施し、さらに学童保育クラブとは異なるランドセルひろばを拡充する放課後の居場所(放課後子供教室)を、放課後等に一時的に使用していない特別活動室等を活動場所として事業を実施する、いわゆる一体型事業の計画的な整備を主として進
	めている。
事業の今後の方向性	区における放課後子ども総合プランについては、ランドセルひろば、子ども教室及び学童保育クラブの各事業の課題解決と、新たな子どもの居場所づくりを進めるため、小学校施設を利用して、児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるように実施可能な小学校から順次実施していく。

	令和2年	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保内容 (箇所数)	2か所	5か所	8か所	11 か所	14か所

⑤子育て短期支援事業

事業名	子どもショートステイ
事業概要	区内在住の3歳から12歳(小学生)以下の子どもを対象に、保護者が病気・出産・看護・仕事などで子どもの世話をする人がいないとき、区が委託した児童養護施設で短期間(1回につき6泊7日まで)預かる。
事業の今後の方向性	事業はこれまでどおり継続するとともに、次の点について必要性も含めて検討を行う。 〇3歳未満のショートステイ事業 〇トワイライト事業(宿泊を伴わないで養育を行う)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① の見込み		109	113	117	120	122
確保	施設	1	1	1	1	1
内容	②人数	130	130	130	130	130
2 1		21	17	13	10	8

⑥養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に 対する支援に資する事業

事業名	養育支援訪問事業
事業概要	養育支援が必要と判断した家庭に対して養育に関する指導、助言等を行い、当該家庭の適切な養育の実施を図る.
事業の今後の方向性	継続する。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込 み	1,266	1,266	1,266	1,266	1,266
② 確保内容	1,266	1,266	1,266	1,266	1,266
3 1	0	0	0	0	0

⑦地域子育て支援拠点事業

事業名	子育てふれあいひろば事業
事業概要	子育て家庭の親と子ども(主として概ね3歳未満)の子育て家庭 を中心にあそびのひろばを提供しながら、子育て相談や子育て情 報等の提供を行うことにより、子育て家庭への支援を行う。
事業の今後の方向性	NPO 法人、民間事業者など多様な主体の参画による地域の支え合い、子育で中の当事者による支え合いにより、地域の子育で力の向上を図るため、民間ひろばの参入を促進し、地域で活動する団体・NPO 等と更なる連携を図ることで子育でふれあいひろば事業の拡充を進めていく。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み 〔人/年度〕		40,025	39,447	38,766	37,998	37,095
確保	整備数	11	12	13	14	15
内容	②人数	35,255	36,452	37,649	38,846	40,043
2-1		▲ 4,770	▲2,995	▲1,117	848	2,948

⑧一時預かり事業(幼稚園)

事業名	預かり保育(幼稚園)
事業概要	保護者の就労や急用等の際に、幼稚園の通常の開園時間前後や長期休 暇中に在園児の預かりを行う。
事業の今後の方向性	長期休暇期間に一時預かりを行っていない園(1号認定を対象として 預かりを行う園)については、預かり可能人数が量の見込みと同程度 であるため、事業を継続する。 また、長期休暇期間に一時預かりを行っている園(2号認定を対象 として預かりを行うことができる園)の預かり可能人数についても量 の見込みと同程度であるため、事業を継続する。

		令和2	2年度	令和(3年度	令和4	4年度	令和 5	5年度	令和6	6年度
		1号	2号								
①量 込み 〔人		69,770	36,139	71,436	37,002	71,887	37,235	71,675	37,126	70,635	36,587
確保	整備数	10	4	10	5	10	5	10	5	10	6
内容	② 人 数	69,770	36,139	71,436	37,002	71,887	37,235	71,675	37,126	70,635	36,587
2-1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

⑨一時預かり事業

事業名	一時保育事業(緊急一時保育・一時保育)						
	ファミリー・サポート・センター事業						
事業概要	【一時保育事業】						
	緊急一時保育・・・保護者が病気、出産、家族の入院などで急に子ど						
	もの世話ができなくなり、家族の中に世話をする人がいない場合に、						
	区立保育園で一時的に子どもを預かる。						
	一時保育・・・保護者のリフレッシュなど一時的に保育が必要な場合						
	に一時的に保育する。						
	【ファミリー・サポート・センター事業】						
	地域の子育てを支援するために、「子育ての手助けを希望する人(利						
	用会員)」と「子育ての手助けができる人(協力会員)」が相互援助						
	を行う。						
事業の今後の方向性	【一時保育事業】						
	緊急一時保育については、今後、公立園の民営化に伴い確保数は減少						
	する。						
	一時保育については、新規に開園する認可保育園にて事業を行ってい						
	<.						
	【ファミリー・サポート・センター事業】						
	継続する。						

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み〔人/年〕		15,310	15,128	14,782	14,414	13,911
2	一時保育事業 (認可)	7,392	8,064	8,736	9,408	10,080
確保	緊急一時保育	3,060	3,060	2,880	2,700	2,700
内容	一時保育事業 (認証)	1,008	1,008	1,008	1,008	1,008
ファミリー・サポ ート・センター		5,187	5,187	5,187	5,187	5,187
2-1		1,337	2,182	3,029	3,889	5,064

⑩病児・病後児保育

事業名	病後児保育
事業概要	保育園等に通園している児童が、病気の回復期で集団保育が困難な時期に専用の施設で保育を行う。
事業の今後の方向性	現在3か所で実施しているが、1地区1か所となるよう整備していく。 ※病児保育については、今後検討する。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見 〔人/		1,920	2,400	2,880	2,880	2880
確保	施設数	4	5	6	6	6
内容	② 人数	2,688	3,360	4,032	4,032	4,032
2-1		768	960	1,152	1,152	1,152

⑪子育て援助活動支援事業

事業名	ファミリー・サポート・センター事業(就学児)
事業概要	地域の子育てを支援するために、「子育ての手助けを希望する人 (利用会員)」と「子育ての手助けができる人(協力会員)」が 相互援助を行う。
事業の今後の方向性	継続する。 協力会員確保に向けた検討を行う。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の	低学年	630	660	690	718	751
見込み	高学年	170	178	186	194	202
② 確保	内容	893	893	893	912	953
2-1		93	55	17	0	0

12妊婦健康診査

事業名	妊婦健康診査
事業概要	妊娠の届出をした妊婦に対して、妊婦死亡率の低下や妊娠中の母体 と胎児の健康を守るため、妊娠中に14回、医療機関に委託して健 康診査を実施する。妊婦超音波検査も1回公費負担する。
事業の今後の方向性	継続して実施していく。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の	妊娠届出 件数	3,038	2,991	2,922	2,860	2,781
見込み	妊婦健診 実施件数	29,543	29,086	28,419	27,813	27,047
確	保内容	(2)妊娠満2 (3)妊娠満3 【検査項目】	24週 沙型梅炎4、・・・22・ト・・ の型梅炎4、・・・24 が重A(属目圧・娠妊のからの・ 関の本で、関係をはいかが、主 を対して、 をがして、 をがし、 をがし、 をがし、 をがし、 をがし、 をがし、 をがし、 をがし、 をがし、 をがし、 をがし、 をがし、 をがし、 をがし、 をが	加清反応検査 調疹抗体価 尿検ら30 尿り30 の週、30 の週、30 の週、30 の週、30 の週、30 の週、30 の週、30 の週、30 の週、30 の週、30 の週、40 の過、40 の過、40 の過、50 の過、50 の週、50 の週、50 の週、50 の週、50 の週、50 の週、50 の週、50 の週、50 の週、50 の週、50 の週、50 の週、50 の週、50 の週、50 の週、50 の週、50 の週、50 の過、50 の過、50 の過、50 の過、50 の過、50 の過、50 の過、50 の過、50 の過、50 の過、50 の過、50 のもり のもり のもり のもり のもり のもり のもり のもり	型間に1回 関間に1回 様 様 () () () () () () (所不規則抗 (HBs抗原) 回

⑬乳幼児全戸訪問事業

事業名	乳児家庭全戸訪問事業
事業概要	子育て家庭の福祉を増進するとともに、併せて児童虐待の防止等に 関する法律(平成 12 年法律第 82 号)第5条に規定する児童虐待 の早期発見を行う。
事業の今後の方向性	継続して実施していく。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,391	2,354	2,300	2,251	2,189
確保内容	問指導を行 ② 訪問希望の して連絡、 ③ 子どもが当 とれるよう	う 有無について 訪問等を行う	「の返答がなか う。 ミ戸に対して、 ミ等他事業の受	った家庭につ	いて、継続 ンタクトが

用語解説(50音順)

この解説は、本計画に記載されている用語についてのものです。本文中には(※)で表示してあります。

ア行

ICT 機器

ICT とは、情報通信技術のことであり、ICT 機器にはコンピュータのほか、プロジェクタ、実物投影機、デジタルカメラ、インターネット等、様々なものがある。

医療的ケア

家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のことである。

力行

学習指導要領

全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省が学校教育法等に基づき定める、各学校で教育課程(カリキュラム)を編成する際の基準。

学校評議員

学校評議員の役割は、各学校の校長の求めに応じて、教育目標・計画や地域との連携の進め方など学校運営に意見などを述べること。校長は、この意見を参考に特色ある学校、開かれた学校づくりを進めていく。

学校ひろば

子どもたちや地域の安全な遊び場として、区立小・中学校の校庭を区民に開放している。

家庭的な保育

個人の家庭で他人の子どもを保育して報酬を得る形態の保育。そこでの保育者は「保育ママ」「家庭福祉員」等と呼ばれる。

家庭福祉員

保育者の家庭等で子どもを預かる保育サービス、いわゆる保育ママ。

基礎調查

子育てサービスのニーズや子育ての現状を把握し、子ども総合計画改定に向けた基礎資料とするため、就学前児童保護者3,000人、就学児童保護者3,000人のほか、子ども(小学5年生・中学2年生・高校2年生全員)に行った調査。

合計特殊出生率

合計特殊出生率は「15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。(人口動態統計(厚生労働省)参考資料より抜粋)

子育てスーパーバイザー

児童にかかわる問題等の改善、児童及び保護者へのカウンセリングの充実等を目的とし、児童館・保育園の職員の資質を向上させるために派遣する臨床心理士等。

子ども教室

区立小学校の施設等において、学校の休業日等に子どもが地域との交流、文化活動、スポーツ活動等の体験ができる機会を提供する事業。

子ども施策推進会議

区長が、子どもの権利を尊重し、子育ちを支えるまちづくりに関することについて、専門的な意見などを聴くための機関。

子ども・子育て支援新制度

子育て家庭を支援するため、子育て相談や一時預かりなど、①地域の様々な子育て支援を充実する、②待機児童の多い3歳未満の子どもを対象に区の認可事業として地域型保育事業を新設する、③幼稚園・保育園に加え、認定こども園も含めて、幼児期の学校教育や保育の量の拡充や質の向上を進めることなどを目的にした制度で、平成27年4月からスタートした。

子ども・子育てネット

目黒区の子どもと子育てについての情報が掲載されている行政サイト。子育て関連施設の情報やイベント情報や行事のお知らせ、子育てグループの団体紹介などを掲載している。

サ行

次世代育成支援対策推進法

2003年に制定・公布され、2005年に施行された10年間の時限立法であったが、平成37年3月31日まで10年間延長するなどの一部改正が行われた。次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進する法律である。(次世代育成支援対策推進法概要(厚生労働省資料)より抜粋)

児童の権利に関する条約

1989年に、国連総会において採択された条約。18歳未満のすべての子ども(児童)を対象として子どもの人権について規定するとともに、子どもの権利や自由の尊重及び確保の観点から必要となる事項について規定している。日本は1994年にこの条約を批准した。

児童発達支援センター

障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設。

児童福祉法

児童についての根本的総合的法律。児童等の定義のほか、児童福祉審議会、児童委員、児童相談所、福祉事務所、保健所等の児童福祉機関の役割と業務、各種在宅福祉サービス、児童福祉施設及びそれらに要する費用等が規定されている。

スクールソーシャルワーカー

学校をベースにしてソーシャルワーク(福祉)的なアプローチによって、子どもたちの生活の質を高めるためのサポートをする人のことで、活動の基本的な姿勢は、子どもの人格を尊重し、子どもの利益を最優先に考えた関わりをし、困難な状況を改善するために、子どもを取り巻く様々な人びと(家族・教員・友人など)や地域の環境にも注目し、それらの関係の中で問題を解決するための活動をする専門家。

摂食障害

器質的疾患や特定の精神疾患(うつ病など)に起因せず、食行動の異常をきたす病態の総称。本人の意図的な不食による極端な痩せが見られる「神経性無食欲症」と過食を繰り返す「神経性過食(大食)症」に大別される。主に、思春期に近い子どもから閉経期の女性に見られるが、青年期から若い成人期の女性が最も多く見られる。

夕行

地域型保育事業(保育課)

19人以下の少人数の単位で、3歳未満児の保育を行う。区の定めた基準による認可事業。

○事業類型

- ・家庭的保育・・・家庭的な雰囲気のもとで少人数(定員5人以下)を対象に保育を行う。
- ・小規模保育・・・ 少人数 (定員6人~19人) を対象に家庭的保育に近い雰囲気のもと保育を行う。
- ・居宅訪問型保育・・・障害・疾病などで個別のケアが必要な子どもを保護者の自宅で1対1で保 育を行う。
- 事業所内保育・・・事業所の保育施設などで従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育を行う。

定期利用保育

認可外保育施設の専用スペースや認可保育園開設時の空きスペースにおいて、保育が必要な児童を一定程度継続的(2か月以上)に保育する事業。

特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととされている。(文部科学省HPから引用)

特別支援教室

通常の学級に在籍している、知的発達に遅れのない発達障害の児童(自閉症者、学習障害者又は 注意欠陥多動性障害に該当する児童)や情緒障害の児童に対して、在籍校における指導を行う教室。

ナ行

認可外保育施設

児童福祉法に基づき区市町村が設置を届け出た施設、または同法に基づき民間事業者等が都道府 県知事の認可を受け設置した「認可保育所」以外の子供を預かる施設のこと。

認可保育園

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準(施設の広さ、保育士等の職員数、給 食設備、防災管理、衛生管理等)に適合して都道府県知事に認可された施設のこと。

妊娠高血圧症候群

妊娠20週以降から分娩後12週の間に、妊娠が原因で高血圧や蛋白尿の症状を呈する疾患。

認証保育園

多様化する保育ニーズに応えるために、東京都が創設した制度で、大都市の特性に着目した都独自の基準により一定の条件を満たした認可外の保育施設を都が認証したもの。

認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設。現在、目黒区立は2園(いずれも幼稚園型)。

ネグレクト

児童虐待の4つの行為類型のひとつ。必要な衣食住の世話をしない、子どもの健康・安全への配慮を怠る、子どもを遺棄する、学校に登校させない等の行為。

ハ行

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして定められているもの。 (発達障害者支援法(平成 16 年法律第 167号))

バリアフリー

バリアとは「障壁」のことで、福祉のまちづくりを進めるために様々な障壁をなくしていくことであり、建築物や交通機関などのハード面のバリアとともに、生活にかかわる情報面や制度面のバリア、差別や偏見といった心のバリアを取り除いていくこともバリアフリーの重要な側面である。

パパ・ママの育児教室・育児学級

「パパ・ママの育児教室」は、どちらか(または、どちらも)が初めて子育てをする妊婦・パートナーを対象に、沐浴実習や育児体験を行う事業。「育児学級」は、保護者を対象に、子育てに必要な知識を学ぶための講義や実習を実施し、交流会を開催する事業。

PDCA サイクル

plan (立案・計画), do (実施), check (検証・評価), action (改善・見直し)の頭文字を取ったもの。行政政策や企業の事業評価に当たって計画から見直しまでを一貫して行い、さらにそれを次の計画・事業にいかそうという考え方。

ファミリー・サポート・センター

子育て支援のための会員制の組織。育児援助を希望する方に、育児援助を行いたい方を紹介し、 一時的・短期的に地域で子育てを支えあう制度。

新・放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学 児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心 とした放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備等を進める。

放課後等デイサービス

学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児に対して、放課後及び 夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための各種療育、創作活動や余暇活動支援等を行 なうとともに、放課後等の居場所を提供する通所サービス。

放課後フリークラブ

放課後や学校休業日に学校施設等において、子どもの安全安心な居場所を確保するとともに、地域の人材を活用して子どもに様々な体験の機会を提供することにより、子どもの自主性、創造性、社会性等を養う事業。「ランドセルひろば」事業と「子ども教室」事業がある。

ほ・ねっと ひろば (利用者支援係)

子育てに困ったとき、不安や悩みがあるときに相談できる子育て総合相談窓口で、子育て家庭の 困りごと等に合わせて、情報の提供や支援の紹介などを行う。電話や来所での子育て相談ができる。 また、あそび場所としての「子育てふれあいひろば」があり、手遊び、読み聞かせや子育てミニ講 座などを行っている。



民生委員 • 児童委員、主任児童委員

民生委員・児童委員は、地域で、生活上の問題、家族問題、児童福祉などあらゆる分野の相談に 応じ、助言・調査などを行う。主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童相談所・学校・児童館や子ども家庭支援センターなどと連携して、児童の健全育成活動・子育て支援活動をサポートする。

めぐろう

中学・高校生タウン情報誌の名称で、中高生編集員を毎年募集し、取材や編集活動等を行い、自 らの力で冊子をつくりあげる。

目黒区子ども条例

子どもたちが元気に過ごすことのできるまちの実現を目的とした条例で、平成 17 年 12 月 1 日 に公布及び施行された。尊重されなければならない子どもの権利として「安心して生きる権利」「参加する権利」「自分らしく生きる権利」「保護者から愛情を受けて生きる権利」を掲げているほか、子ども総合計画の策定、子ども施策推進会議の設置や子どもの権利擁護委員の設置などが定められている。

めぐろ はあと ねっと

子どもの権利侵害について、子どもやその関係者からの相談や救済の申立てを適切かつ迅速に処理するため設置した制度。

ヤ行

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って都市施設や製品・サービスなどをデザインすること。

幼稚園の預かり保育

通常の教育課程に係る時間の前後、または長期休暇中(夏休みなど)に行っている教育活動。就業等の理由で、教育時間外の延長保育を求める保護者からの要望もあり、近年拡大傾向にある。

要保護児童

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童。

要保護児童対策地域協議会

地域における児童虐待の防止、早期発見、要保護児童に対する支援のネットワーク。

ラ行

ランドセルひろば

区立小学校の校庭等において放課後の子どもの安全・安心な遊び場を提供する。

ランドセル来館

小学校の放課後にまとまった遊び場所や時間を確保できるように、下校後自宅に帰宅しないでランドセルを背負ったまま児童館に来館できる。保護者の方が就労等のため、家庭で保育できない場合でも利用できる。

ワ行

ワーク・ライフ・バランス

個人が、仕事と、家庭生活や余暇、地域活動、自己啓発などの個人的生活とのバランスを保ち、仕事と私生活のいずれにおいても自己実現が目指せること。この計画では、子どもがすべての家庭で大切にされるよう、保護者が子育ての時期に、子育てと仕事の調和が図られていることに重点を置いて用いている。

YA サービス

中学、高校生世代を対象にしたサービス。読書活動や学習支援だけでなく、職業選択や将来の進路などに関する資料を収集及び提供する。また、専門のコーナーを設けたり、交流のためミニコミ誌を編集・発行したりしている。これらのサービスをヤングアダルトサービスといい、その頭文字をとって YA サービスという。